

令和元年度

第 12 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 12 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年3月12日(木) 午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時09分

閉会 午後3時40分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	16番	瀬川 等
6番	高橋 廣尚	17番	水戸 義昭
7番	能登 公平	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
8番	藤谷 清志	19番	半田 好廣(会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

9番	高橋 敬悦
15番	佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後2時09分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 公共事業等に伴う転用の届出

3. 議 案

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営
を行っている等の証明願について

議案第61号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付
を行っていることの証明願について

議案第62号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議
の要請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 9 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 17 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、9 番 高橋 敬悦 委員、15 番 佐藤 栄子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番 麻生 良子 委員、2 番 宮原 正明 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 8 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は11件、面積29,606.51㎡であります。解約理由は、整理番号第81号、88号は借人の都合によるため、整理番号第82号は第三者に利用権設定するため、整理番号第83号は貸人が自作するため、整理番号第84号は相手方(借人)の要望によるため、整理番号第85号は貸人死亡のため、整理番号第86号、87号は所有者の都合によるため、整理番号第89号は(借人が)高齢化のため、整理番号第90号は借人死亡のため、整理番号第91号は貸人の都合によるためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は4件、面積7,304㎡であります。解約理由は、整理番号第15号は第三者へ所有権移転するため、整理番号第16号と17号は第三者へ利用権設定するため、整理番号第18号は借人の都合によるためとなっております。</p> <p>次に、3 公共事業に伴う転用の届出が1件、土地は秋ノ宮字山谷82-1、田、1,699㎡の内12㎡、届出の事由は電気通信事業携帯電話サービス及び通信可能地域拡大を図るための無線基地局設置となっており、施工期間は令和2年5月1日から7月31日迄となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 55「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。案件説明の前に、使用貸借権設定申請番号第 10 号ですが、この案件については事務手続きの関係上、今回の総会において審議せず、次回の総会で審議いたしますので、斜線を引いてくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは案件の説明をさせていただきます。使用貸借権設定は 1 件、面積 623 m²であります。申請事由は、経営拡張であります。</p> <p>次に議案書 6 ページをご覧ください。貸借権設定は 1 件、面積 3,886 m²であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 7 ページと 8 ページをご覧ください。所有権移転は 6 件、面積 38,569 m²であります。申請事由は、申請番号第 45 号は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第 46 号と 47 号は受贈、申請番号第 48 号と 50 号は生前の部分贈与、申請番号第 49 号は(孫への)生前一括贈与であります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

6 番	<p>使用貸借権申請番号第 10 号は本総会では審議しないとのことだが、その理由と備考記載の内容を教えてください。</p>
高橋主幹	<p>このあと、農業経営基盤強化促進法の所有権移転でご審議いただきますが、この農地はまだ農業公社に所有権が移っておりません。移転手続き完了後に受付予定の申請書が手違いにより議案書に掲載されたものがあります。今回の内容は特例事業の分割型でありまして、公社が農地を買受、買い手に使用貸借権を設定し 10 年間で分割し支払することで農地を取得するものです。</p>
6 番	<p>農地中間管理機構の事業とのことだが、契約は基盤法でなく農地法でなければいけないのか。</p>
高橋主幹	<p>農地中間管理事業の特例事業でありまして、中間管理権でなく公社が所有権を取得することから、所有権を移すまでの間に 3 条で使用収益権を設定するものであります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 55 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
議 長	<p>議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 10 ページの利用権設定整理番号第 559 号と 560 号は 2 番 宮原 正明 委員、議案書 10 ページと 11 ページの利用権設定整理番号第 561 号と 562 号は 3 番 高橋 郁夫 委員、議案書 11 ページの利用権設定整理番号第 563 号と 564 号は 16 番 瀬川 等 委員、同じく利用権設定整理番号第 565 号は 17 番 水戸 義昭 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定整理番号第 559 号と 560 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午後 2 時 29 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 559 号と 560 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 559 号と 560 号は、面積 14,175 m²であります。賃貸借権の新規設定が 1 件、再設定が</p>

議 長	<p>1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第559号と560号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(2番 宮原 正明 委員、着席) (午後2時31分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第561号と562号を審議しますので、3番高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(3番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後2時31分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第561号と562号について、朗読説明)</p> <p>議案書10ページと11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第561号と562号は、面積8,026㎡であります。賃貸借権の新規設定であり</p>

議 長	<p>ます。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 561 号と 562 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 2 時 32 分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第 563 号と 564 号を審議しますので、16 番 瀬川 等 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(16 番 瀬川 等 委員、退席) (午後 2 時 33 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 563 号と 564 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 11 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 563 号と 564 号は、面積 17,781 m²であります。賃貸借権の再設定であります。賃料に</p>

議 長	<p>については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 563 号と 564 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(16 番 瀬川 等 委員、着席) (午後 2 時 34 分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第 565 号を審議しますので、17 番 水戸 義昭 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(17 番 水戸 義昭 委員、退席) (午後 2 時 35 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 565 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 11 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 565 号は、面積 366 m²であります。賃貸借権の新規設定であります。賃料については</p>

	<p>総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、申請地には桜桃の成木があり、雨よけのパイプハウスが設置されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 565 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(17 番 水戸 義昭 委員、着席) (午後 2 時 36 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 56 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長 佐藤班長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 56 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 12 ページから 19 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 21 件、面積 176,306 m²であります。新規の設定が 17 件、再設定は 4 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は 6 件、面積 17,266 m²であります。新規の設定が 3 件、再設定は 3 件であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま</p>

	<p>す。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
1 2 番	<p>整理番号第 534 号と 535 号の賃借人は新規就農者と記憶しているが経営内容について教えてほしい。</p>
高橋主幹	<p>オウトウとブドウとセリに取り組んでおります。セリについては水戸委員の指導を受けていると聞いております。</p>
1 3 番	<p>整理番号第 533 号、543 号と 544 号の賃借人は親子と思うが経営はどのように分割されているのか。</p>
高橋主幹	<p>533 号の賃借人の経営は果樹専門であります。543 号と 544 号の賃借人は法人で水稻中心の経営となっております。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 56 号議事参与制限以外の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>

佐藤班長	<p>(議案第 56 号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 20 ページをご覧ください。利用権移転は 1 件、面積は 9,475.73 m²であります。申請事由は分散錯圃の解消であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長 1 番	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>譲受人の法人代表者は今回の 3 条所有権移転で個人の営農面積が無くなっているが、法人の代表として支障はないのか。</p>
高橋主幹	<p>法人の構成員として営農に従事しているので支障はありません。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第 56 号の利用権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 56 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 21 ページと 22 ページをご覧ください。所有権移転は 6 件、面</p>

	<p>積は 41,045.29 m²であります。申請事由は経営拡張であります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、22 ページ、整理番号第 37 号は農地中間管理事業の農地売買等支援事業の案件となっております。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	暫時休憩します。 (午後 2 時 52 分)
議 長	再開します。 (午後 2 時 58 分)
議 長	何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手。議案第 56 号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 57 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。</p>
	(佐藤班長、挙手)
議 長	佐藤班長

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 57 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 57 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、議案書 25 ページの利用集積計画整理番号第 581 号、配分計画案整理番号第 623 号は 2 番 宮原 正明 委員、利用集積計画整理番号第 578 号と 579 号、配分計画案整理番号第 621 号は 4 番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用集積計画整理番号第 581 号、配分計画案整理番号第 623 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午後 3 時 2 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計</p>

佐藤班長	<p>画（農地中間管理事業）利用集積計画整理番号第 581 号、配分計画案整理番号第 623 号について、朗読説明）</p> <p>議案書 25 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第 581 号は、面積 5,871 m²で、貸付理由は経営縮小であります。配分計画案整理番号第 623 号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。県の配分計画の決定広告は令和 2 年 3 月 27 日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第 581 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第 623 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>（2 番 宮原 正明 委員、着席） （午後 3 時 4 分）</p>
議 長	<p>次に、利用集積計画整理番号第 578 号と 579 号、配分計画案整理番号</p>

	<p>第 621 号を審議しますので、4 番 沓澤 弥 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(4 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 3 時 4 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) 利用集積計画整理番号第 578 号と 579 号、配分計画案整理番号第 621 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書 25 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第 578 号と 579 号は、面積 15,545 m²で、貸付理由はともに経営縮小であります。配分計画案整理番号第 621 号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。県の配分計画の決定広告は令和 2 年 3 月 27 日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第 578 号と 579 号を計画のとおり決</p>

	<p>定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第 621 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(4 番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 3 時 6 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 57 号及び 58 号の議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 57 号及び 58 号議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書 26 ページから 41 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、賃貸借権が 24 件、面積 164,374 m²であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は 27 件、面積 102,288.73 m²であります。貸付け理由は経営縮小が 39 件、農業廃止が 9 件、経営転換が 1 件となっております。なお、相続放棄による所有者不明農地について、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づく公示手続きが完了したことから、案件として 4 件提出しております。配分計画案は 13 件、全て経営拡張であります。すべての利用集積計画及び配分計画案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p>

15番	整理番号第569号以降、使用貸借権設定が多く出ているが無償の貸借ということによろしいか。
佐藤班長	使用貸借権設定は賃料の伴わない契約であることから、委員の言われるとおり無償の貸借であります。
議長	暫時休憩します。 (午後3時10分)
議長	再開します。 (午後3時14分)
議長	他にご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議事参与制限以外の配分計画案を計画のとおり決定することと致します。 次に、農地中間管理事業(移転)について事務局より説明をお願い致します。 (佐藤班長、挙手)
議長	佐藤班長。

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 58 号農地中間管理事業 (移転) について、朗読説明)</p> <p>議案書 42 ページから 44 ページをご覧ください。農地中間管理事業 (移転)、上から 4 段目の配分計画案整理番号第 22 号と 23 号であります。移転事由は経営移譲による経営譲受となっております。配分計画案の内容は、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については移転のため変更はなく、総会資料記載のとおりであります。県の配分広告は令和 2 年 3 月 27 日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 59 号「農地法 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>高橋主幹</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。 2 農地法第 5 条</p>

第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年3月12日提出。

議案書46ページをご覧ください。5条所有権移転が1件、議案付属資料は10ページから16ページをご覧ください。申請内容は現在親と同居しておりますが、当該地を取得し住宅建築を行い、独立するための転用であります。申請地は、岩崎字山崎71、地目は畑、面積346㎡であります。岩崎地区センターから北へ約280m、下湯沢駅から北東へ約700mの末広町集落内に位置し、東側と西側は宅地、南側は水路、北側は畑に接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域となっていることから、第3種農地と判断いたしました。事業計画は、一般住宅の建築となっております。事業費は用地取得費1,000,000円、施設・建物建設経費13,200,000円、登記・測量経費200,000円、計14,400,000円であります。資金計画は自己資金2,400,000円、借入資金12,000,000円となっております。被害防除計画は、前面道路や隣接地との高低差が少ないことから用地造成は行わず、住宅の配置については隣接地と十分な緩衝地を設けることとしております。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下によりにより処理することとしております。許可判断としまして、第3種農地であり、所管土地改良区から同意する旨の意見書が出されていることから、特に問題はないものと考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、11番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。

(11番 姉崎 与志弘 委員、挙手)

議長

11番 姉崎 与志弘 委員。

11番

議案第59号の現地確認について報告いたします。

2月26日、7番 能登 公平 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、

<p>議 長</p>	<p>事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に あたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p> <p>議案第 59 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 59 号について採決を行います。 許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否 判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定に よる許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に 諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の 可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 60 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続 き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件を 事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 60 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農 業経営を行っている等の証明願について」を朗読説明)</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 60 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業 経営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出 書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、 許可の可否について決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。それでは議案 書 48 ページをご覧ください。後継者へ生前一括贈与したことにより贈与 税・不動産取得税を猶予するための 3 年に一回の証明であります。18 件</p>


	<p>すべて3年間農業経営を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第60号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第61号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第61号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」朗読説明)</p> <p>議案第61号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年3月12日提出。</p> <p>議案書50ページをご覧ください。件数は1件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた土地の一部又は全てを特定貸付したことにより、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を受けるための証明であります。この1件は、特定貸付を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。説明は以上です。</p>


議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 61 号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議の要請について」を朗読)</p> <p>議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤促進法第 15 条 1 項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申出書を受理したので、同法第 16 条第 1 項の規定により公益社団法人秋田県農業公社との買入協議、並びに市長から農地所有者に対して買入通知するよう要請することの可否について決定を要す。令和 2 年 3 月 12 日提出。</p> <p>議案書 52 ページをご覧ください。買入協議の要請は 1 件、申請土地は字沼樋 36-1、36-2、37-1、37-4、地目は田、4,044.29 m²であります。買入協議が必要と認められる理由は、連単している優良農地の分散を防ぎ、公益社団法人秋田県農業公社を通じて、認定農業者の経営規模拡大を図るためであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

1 2 番	この農地の買入者はいるのか。
高橋主幹	居ります。
1 2 番	買入協議が必要となるのはどんな場合か。
高橋主幹	(買入者が資金の調達などに時間を要す場合など) 連担している優良農地の分散を防ぐためであり、譲渡所得税の特別控除も 1,500 万円が適用されます。
議 長	暫時休憩します。 (午後 3 時 34 分)
議 長	再開します。 (午後 3 時 39 分)
議 長	他にご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。買入協議並びに買入通知要請にご異議ない方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による農用地の買入協議の要請について」は原案のとおり決定することと致します。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後 3 時 40 分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年3月12日

議長 半田好麿 

署名委員 1番 麻生良子 

署名委員 2番 宮原正明 